

知的財産に関するガウアーズ・レビュー

(エグゼクティブ・サマリー)

Gowers Review of Intellectual Property (Executive Summary)

本レビューは、アンドリュー・ガウアーズ (Andrew Gowers) 氏 (前ファイナンシャル・タイムズ紙の記者兼編集者) が、2005年12月に財務大臣より依頼を受けて作成したものである。本レビューは、英国における知的財産保護の枠組みに関する検討を行うことを目的としており、最終版は2006年12月に発行された。

本レビューでは、英国の経済競争力は知価産業に大きく依存しているという認識の下、知的財産制度をイノベーションを促進するためのツールとして十分に機能させるためにはどうすればよいかという観点から、現行制度 (特許権、著作権、商標権、意匠権) の評価を行い、必要となる改善点を勧告している。

英国では、これまでも知的財産制度の変革を提言する報告書が作成されており、活発な議論が行われていることがわかる。

本レビューは、エグゼクティブ・サマリーに続いて、7章からなる本文が続く、さらに付属書A及びBが付され、全部で150ページにも及ぶ大部の内容となっている。本誌ではエグゼクティブ・サマリーを紹介する。

なお、本レビューの英語全文は、英国財務省のHP (http://www.hm-treasury.gov.uk/media/6/E/pbr06_gowers_report_755.pdf) にて参照可能である。

英国財務省*

変わりゆく状況

E.1 グローバル化と技術の進歩は、世界経済の形を変化させている。増加した国際貿易及び投資は流れ、中国やインドのような経済の出現は、英国のような先進経済に大きく新しい機会とともに、大きな挑戦をも与えている。変わりゆく世界経済における英国の比較優位は、高い付加価値が与えられ、知識が集約された商品及びサービスへの要求にますますこたえていくだろう。知的財産 (IP) 制度は、産業界と芸術家のイノベーションや創造性を促進・保護するために欠くことのできない枠組みを提供する。

への貢献に見てとれる。1984年には、ロンドン証券取引所に上場された上位10社の市場価値は400億ポンドであり、純資産価値もまた同様の価値を有していた。20年が経ち、大企業の資産株は2倍になったが、その市場価値はほぼ10倍にも達している¹。その価値の差は、信用、評判、そして (最も重要な) 知的資本といった無形資産によって説明される。知価産業は、英国経済の中心になっている。2004年には、創造産業 (Creative Industries) により、英国の粗付加価値額 (Gross Value Added) は7.3%増加し、また、1997年から2004年には、それ

無形資産の重要性の増加

E.2 知的資本の重要性の増大は、その企業価値

* (独) 工業所有権情報・研修館 特許研究室 特許研究調査員 田上 麻衣子 (訳)

らの産業は全経済の平均よりも早い速度で著しく成長した²。2004年には、英国における総研究開発費の4分の1を製薬企業が占めていた。改良製品、新しいブランド又は創造的な表現のいずれを問わず、革新的なアイデアは価値を生み出す。その結果として、(これらの資産が所有される手段である) 知財権が、経済活動の基礎になったのである。

機会

E.3 世界的な技術進歩は、ビジネス界と消費者に確かな機会をもたらした。世界的な貿易障壁の緩和によって、企業はさらに大きな市場に手が届くようになり、また、消費者は商品の選択の余地が広がった。技術進歩は、企業間の更なる交流と消費者の創造性を活用する能力とともに、より「開けた」イノベーションの形を可能にした。

挑戦

E.4 しかしながら、世界的な技術変化は、発展した経済で知財をひときわ際だたせる一方で、挑戦をももたらしている。アイデアの創造には費用がかかるが、複製する費用は安い。デジタル技術とインターネットにより再製と頒布の限界費用がゼロになったため、アイデアはより安価で複製・拡布できるようになっている。その結果、海賊版 CD や違法なオンライン上でのファイル共有により、英国の音楽及び映画産業は、約 20 パーセントの年間売上高を失うことになる。さらに、世界市場は、主としてその領域が国内に限定される権利に対処しなければならない。

委任事項

E.5 知財制度に影響を与える重大な世界の変化に応じて、財務大臣は 2005 年の前予算報告書において、本レビューへの委任を行った。本レビューは、非効率を最小限にしつつインセンティブ付与を確保するために、知財制度のあらゆる要素を検討する責任を課せられている。検討すべき委任事項は以下のとおりである。

- ・政府による知財権の付与方法並びに消費者及び産業への支援。
- ・著作権及び特許権に関するライセンス契約、訴訟及び権利行使を含む著作権制度及び特許制度の複雑性及び費用に係る産業界の交渉能力の高さ。
- ・現行の技術的及び法的な知財侵害の枠組みのデジタル環境への適応性及び市民による「フェアユース」のための規定の合理性。

E.6 本レビューは、現行制度が広く十分に機能しているとの結論に達した。しかし、全てのユーザのために制度の改善が必要な分野がいくつか存在する。したがって、本レビューは三つのテーマに集約できる一連の実用的な勧告を述べる。まず一つ目が権利行使の強化、二つ目がビジネスのためのコスト削減、そして最後が、バランスのとれた柔軟な権利である。

権利行使の強化

E.7 不正商品及び海賊版は、職を脅かすとともに英国の創造産業に損害を与えている。本レビューは以下のとおり勧告する。

- ・効果的かつ抑止的な制度が市民の知財

事案のために存在することを保証するために協議すること。これにより、知財侵害に対し、有効な抑止力となるだろう。

- ・知財侵害に関し、有形的な世界における侵害とデジタル世界における侵害の罰金を一致させること。これにより、デジタル世界における侵害が有形的な世界での侵害と比較して軽い罰則となっているという現在の不当な偏差を除去するだろう。今日では多くの侵害がデジタル媒体を通じて行われているため、この点は特に重要である。
- ・取引基準局（Trading Standards）に、著作権侵害に関し強制執行を行う権限と義務を与えること。これにより、例えば、海賊版 CD のような著作権侵害物品の販売を防ぐことが、国内全土において取引基準局の機関の義務となることを保証するだろう。

ビジネスのためのコスト削減

E.8 英国において知財権を取得し、保護するには費用がかかり、さらに国際的に保護しようとする、そのコストは急上昇する。これらのコストは全てのビジネス、中でも中小企業にとっては、大きな負担となる。本レビューは以下のとおり勧告する。

- ・国内外において、英国ビジネスに対し、より良い知財関連情報の提供を行うこと。これは、ビジネス・リンク・ネットワークを介したより強い支援とより良い情報により、企業が会社登記所に登記する際の知財の戦略的な使用方法に関するより良い情報提供から、海外

の英国企業に対する英国貿易投資総局（UK Trade and Investment）及び特許庁による専門的な助言までに及ぶだろう。

- ・知財事案においてファースト・トラック（早期型）訴訟を可能とするための協議を行うこと。これはつまり、費用削減、開示の制限、時間限定が知財事案にも導入されるということであり、大幅なコスト削減になるだろう。
- ・統一共同体特許（Community Patent : COMPAT）の創設を支援すること。これにより、現在米国と比較して約 2 倍高額な欧州における特許出願費用が大きく削減されるだろう。

バランスのとれた柔軟な権利

E.9 バランスのとれた柔軟な権利は、消費者が権利者の利益を害さない形で素材を利用することを可能にし、市民の制度に対する信頼を確保することの助けになるだろう。これにより、文化的な機関は自らの遺産を保全することができ、研究機関は他者が権利を有するアイデアを使用することができ、知識の促進に役立つだろう。本レビューは以下のとおり勧告する。

- ・欧州委員会に「権利者不明著作物（orphan works）」規定を提案すること。これまで創造的なアーティストたちは、権利者が不明な著作権で保護された素材については利用することができなかったが、これにより彼らによるそれらの素材の再利用が容易になるだろう。
- ・限定的な私的複製のための例外を導入すること。これにより消費者は、例えば CD から mp3 プレイヤーへの音楽の

形式変更（フォーマット・シフト）のような、正当に購入されたコンテンツの形式変更が可能になるだろう。したがって、消費者は権利者の利益を害さない形で著作権で保護された素材を利用することができるだろう。

- ・研究例外を明確化すること。これにより、保護された素材に関する大学やビジネス界などの研究の射程が大幅に拡がり、知識の蓄積が拡大されるだろう。
- ・図書館で保存されている作品について、それらの図書館による複製及びマスター・コピーの作成を可能にすること。これにより、価値のある文化的工芸品が旧式フォーマットで保存されているために起こる劣化を防止することができるだろう。

本レビューのアプローチ

E.10 本レビューは政策を分析するに際し、証拠に基づくアプローチを採用し、サウンド録音に係る著作権の権利期間の変更による経済的影響及び著作者不明著作物の問題の検証を外部の専門家に委任することにより、本質的な分析による補完を行った。これらの報告書はいずれも本レビューとともに公表される。本レビューはまた、産業界、学術界及び公的部門の利害関係者と幅広い協議を行った。公式な Call for Evidence が 2006 年の 3 月～4 月の間に行われ、500 件を超える回答を得た。これらについては付属書 B に掲載しており、非開示の形で提出されたもの以外は、本レビューのウェブサイトでも公開している。

本レビューの構成

E.11 本レビューの残余部分は二つの大きな節で構成されている。一つ目の節は、知財の概略、その目的、最近のトレンドの分析、そして現行制度の機能状況の評価からなっている。二つ目の節は、以下の内容を取り扱っている。

- ・知財制度の**道具**（特許、著作権、商標及び意匠）について検討し、それらのバランス、明瞭性及び柔軟性を確保するための勧告を行う。
- ・これら道具の**運用**を検討し、権利の付与、使用及び行使の方法を改善するための勧告を行う。
- ・知財制度の**ガバナンス**について検討し、特許庁や裁判所のような知財関連機関の改善に関する勧告を行う。

以下、勧告の全リストを後掲する。

E.12 本レビューが勧告する措置をひとまとめにして行うことで、英国が全てのユーザのニーズに応じた、そしてデジタル時代に適した知財制度を有することが保証されるだろう。

本レビューで示された勧告一覧

道具 バランス

- 勧告 1：1977 年特許法第 60 条第 5 項を改正し、実験、イノベーション及び教育を促進する研究例外を明確化すること。
- 勧告 2：1988 年著作権、意匠及び特許法 (Copyright, Designs and Patents Act : CDPA) 第 35 条及び第 36 条を改正することにより、2008 年までに遠隔学習及びインタラクティブ・ホワイトボードをカバーする教育規定を可能にする。
- 勧告 3：欧州委員会は、サウンド録音及び実演家の権利期間を 50 年に据え置くべきである。
- 勧告 4：政策立案者は、知財権の保護の期間及び範囲が適及的に変更されるべきではないという原則を採用すべきである。

統一

- 勧告 5：英国特許庁は、2007 年中頃から、以下の目的でアフリカの特許庁と共同作業を実施すべきである。
- ・必要に応じて、アフリカ特許庁が WTO/TRIPS 構造において現在存在している柔軟性の利点を活用するのを支援する。
 - ・アフリカ特許庁が特許に関する情報普及を通じて知財権の積極的な活用を行うのを促進する。
- 勧告 6：WTO 主導の下で、国際社会が 2016 年までに後発開発途上国の TRIPS 協定上の地位の再検討を行うのを支援し、TRIPS 協定遵守のために更なる延長が適切か否か

を検討する。

- 勧告 7：政府は、より安くより容易に医薬品の輸入を行うための TRIPS 協定の改正を批准するよう、WTO 加盟国に奨励する。

柔軟性

- 勧告 8：2008 年までに、法の発効後に公開された作品の形式変更 (フォーマット・シフト) のための限定的な私的複製のための例外を導入すべきである。消費者に対する付随的課金は行うべきではない。
- 勧告 9：全ての形式のコンテンツについて、研究のための私的複製を許容すべきである。この点は媒体の複製に係るものであり、拡布に係るものではない。
- 勧告 10a:2008 年までに CDPA 第 42 条を改正し、図書館が保存目的で永久保存可能な形で全ての種類の作品のマスター・コピーを作成することを許容すべきである。また、本質的ないたみを少なくするために、保存された複製物から更なる複製物を作成するのを許容すべきである。
- 勧告 10b：記録がすたれないことを確保するために、2008 年までに、図書館が保存された複製物の形式変更 (フォーマット・シフト) を行うことを可能にすべきである。
- 勧告 11：ベルヌ条約のスリー・ステップ・テストの制限範囲内で、創作物、翻案物及び派生物のための例外を許容するために、EC 指令 (Directive 2001/29/EC) の改正を提案すべきである。
- 勧告 12:2008 年までに、カリカチュア (諷刺漫画)、パロディ又はパステージュ (模倣作品) に関する著作権の例外を創設すべきである。

勧告 13: EC 指令 (Directive 2001/29/EC) を改正し、
著作者不明著作物に関する規定を欧州委員
会に提案すべきである。

勧告 14a: 特許庁は、いつ著作者不明著作物に
関する例外を導入するかについて、権利者、
仲介機関、権利所有者及び文書館との協
議の上で、著作者不明著作物に関する「合
理的な検索」の基準に関する明確な指針
を発行すべきである。

勧告 14b: 特許庁は自身で又はデータベース保有
者との協力を通じて、2008 年までに著作
権の任意の登録制度を創設すべきである。

勧告 15: 2008 年までに、特許庁のウェブサイトへ
のアクセスが可能なウェブ・インターフ
ェイスを提供することにより、ユーザが
デジタル・ライツ・マネージメント・ツ
ール (Digital Rights Management tools :
DRM) に関する異議手続きの通知を容易
に提出できるようにすること。

勧告 16: DTI は、不必要な規制負担を課さないラ
ベル慣行を通じて、DRM 制度に関する
消費者向けの指針の提供可能性について
調査すべきである。

勧告 17: ソフトウェア、ビジネス方法及び遺伝子
に係る分野において、現在課されている
制限を超えて特許権を拡張しないという
方針を維持すべきである。

運用

勧告 18: 政府は EPO に対し、米国特許商標庁
(USPTO) と日本特許庁 (JPO) とのワ
ーク・シェアリングを遂行するよう奨励
すべきである。

勧告 19: 特許庁は、国家をまたいだ重複作業を削
減するために、EPC 加盟国並びに米国及

び日本の三極とともに、ワーク・シェア
リングの準備を進めるべきである。

勧告 20: 欧州における交渉を通じて、単一共同体
特許の創設の支援・促進を継続すべきで
ある。

勧告 21: 政府は、共同体特許へ向けての暫定的段
階として、また自身の権利の改善として、
ロンドン協定を支援すべきである。

勧告 22: 手続きを簡素化し、認識を向上させるこ
とで、「第 21 条」使用遵守の増加により
付与される高品質の特許を維持すべきで
ある。

勧告 23: 特許庁は、2007 年の英国の Beth Noveck
の共同体特許レビューの指針が特許蓄積
の品質に積極的な影響を有しているか否
かを判断するために、この指針を実施す
べきである。

勧告 24: 特許庁は、特許審査官が最新の技術進歩
を認識できるように、大学及びその他の
研究機関との連携 (短期派遣を含む) を
一層強化すべきである。

勧告 25a: 加速化された審査並びに統合された特
許サーチ及び審査手続きを補完するた
めに、特許の付与手続きの加速化を導入
すべきである。

勧告 25b: 商標のファスト・トラック登録制度を
導入すべきである。

使用

勧告 26: 特許庁は、会社登記所に登記を行ってい
る企業のために、知財権の登録方法及び
使用方法に関する包括的な情報を提供す
べきである。

勧告 27: 特許庁とビジネス・リンクの正式な協力
関係を創設し、フランスの「IP Genesis」

スキームに類似した指針を実施することにより、中小企業ビジネスの知財支援を改善すべきである。

勧告 28 : 産業機関、特許庁及び英国貿易投資総省の協力の下、海外市場で活動している英国企業に対する実効的な知財アドバイスの在り方について調査すべきである。

勧告 29 : 特許庁は、産業界との協議や Lambert モデル・ライセンスの検証を通じて、ビジネス間の知財ライセンス・モデルを開発すべきである。

勧告 30a : 特許庁は、EPO の esp@cenet ウェブ・データベースにリンクされ、ライセンス・オブ・ライト (license of right) の下で付与された全ての特許を含む公開標準ウェブ・データベースを公表、維持すべきである。

勧告 30b : 特許庁は、esp@cenet にリンクされ、全ての失効した特許を含む公開標準ウェブ・データベースを公表、維持すべきである。

勧告 31 : DTI は、モデル知財報告書を含む無形資産の報告に関する企業向けの指針を改正すべきか否かについて、検討すべきである。

勧告 32 : 全国的に効果的なスキームの使用を最大化するためのベスト・プラクティスを特定し、促進するために、特許庁、地域開発庁 (Regional Development Agency : RDA) 及びビジネス・リンクの代表者からなる作業部会を設置する。

勧告 33 : 本レビューは、公正取引庁 (Office of Fair Trading : OFT) に対し、全ての利害関係者のニーズを満たすことを確保するために、英国の仲介業者への市場調査の実施

を検討するよう求める。

勧告 34 : 消費者の利益のために競争政策と知財政策がともに競争的かつ革新的市場を促進することを確保するように、英国特許庁、公正取引庁及び競争委員会の協力体制を強化すべきである。

権利行使

勧告 35 : 特許庁は、特に知財犯罪がもたらす大きな影響と権利制限に焦点をあてて、継続して国民啓発に努めるべきである。

勧告 36 : 2008 年までに CDPA 第 107 条を改正することにより、著作権に関するオンライン上の侵害と有形的な侵害に対する罰則を一致させるべきである。

勧告 37 : 知財に関連した事案での不正競争と闘うための現行の措置の成功を監視し、もしも変化に効果がないと考えられる場合には、政府は適切な変化に関して協議すべきである。

勧告 38 : 憲法事項省 (Department for Constitutional Affairs : DCA) は、今後出される損害賠償に関するコンサルテーション・ペーパーの中で提起されている問題を再考し、知財に関する民事訴訟のための効果的かつ諫止的な損害賠償制度が存在し、それが効果的に機能していることを保証するための更なる証拠を求めるべきである。DCA は、2007 年の終わりまでに、変化に関するいくつかの提案を提出すべきである。

勧告 39 : 「海賊行為」に従事するユーザを排除し、追放するために、インターネット・サービス・プロバイダーと権利者の間のデータ共有のためのプロトコルに関する産業

界の協定を観察すべきである。もしもこれが 2007 年末までに実施上成功していることが証明されない場合には、政府は立法の要否について検討すべきである。

勧告 40 : DTI は、2007 年までに特別の販売及び市場に関する規制強化のための措置について協議すべきである。

勧告 41 : 内務省は、知財犯罪は最新の国家共同体安全計画 (National Community Safety Plan) の中の組織化犯罪の一構成要素として治安活動の分野にあたるということを認識すべきである。

勧告 42 : 2007 年までに 1988 年著作権、意匠及び特許法の第 107A 条を制定することにより、貿易基準局に著作権侵害に関する執行権限を与えるべきである。

勧告 43 : 調停に参加する当事者をより奨励するために、通達 (Practice Directions) を強化すべきである。特に裁判官の調停に対する関心を高めるべきである。

勧告 44 : 特許庁は司法研究委員会 (Judicial Studies Board) と協議し、知財法が複雑であることを考慮し、裁判官、下位裁判所裁判官及びその法律顧問の訓練に必要な範囲を決定すべきである。

勧告 45 : 欧州特許訴訟協定を促進することにより、国境を越えた知財紛争に判決を下すための単一 EU 裁判所の設立を支援すべきである。

ガバナンス

勧告 46 : 2007 年までに、全ての範囲の知財権を対象とし、所管大臣に報告を行う知財政策に関する新たな戦略的諮問委員会 (Strategic Advisory Board for IP policy :

SABIP) を設置すべきである。この委員会は、幅広い外部の専門家と関連する政府機関の主要な政策高官で構成され、ロンドンをその拠点とすべきである。その事務局に対し、特許庁より 15 万ポンドの資金が配分されるべきである。

勧告 47 : 特許庁は毎年、知財政策理事会 (IP Policy Directorate) との協議の下で、政策諮問委員会により運営される 50 万ポンドの年次知財戦略分析ファンドを提供すべきである。

勧告 48 : 特許庁は交付及び政策理事会の間の責任の明確化を行うべきである。

勧告 49 : 知財政策立案者による知財政策部署 (IP Policy Branch) 以外での政策上の経験の習得を奨励し、政策スタッフのための短期産業派遣制度を支援すべきである。

勧告 50 : 特許庁の行政運営 (例 : 特許権の付与) に関し、より密接に関連する費用をカバーするために、英国特許庁の運営費を再編成すべきである。

勧告 51 : 特許庁の決算報告の透明性を高めるべきである。

勧告 52 : 特許庁における現行の配置の下で、「権利の付与」と「権利の帰属又は有効性に関する訴訟」の間の責任分離が明確であるよう確保しなければならない。これは管理構造における明確な分離により達成されるべきである。

勧告 53 : 英国特許庁が有する機能の幅広さを反映し、混乱を避けるために、英国特許庁の名称を英国知的財産局 (UK Intellectual Property Office : UK-IPO) に変更すべきである。

勧告 54 : DCA は、知財事案に関連して提起され

た問題及びファースト・トラックについて再考し、今後出されるコンサルテーション・ペーパーの中で見解を示すべきである。このコンサルテーション・ペーパーでは、事案トラックの制限とは何か、よりタイムリーで、均衡がとれて、費用効果の高いクレーム・プロセスとはどの

ようなものかについて追究すべきである。結果として、2007年未までに変化に関する提案を提出すべきである。

注)

- 1 *Wealth Creation in the Knowledge Economy*, Potter D., accessed at: <http://www.number-10.gov.uk/output/Page3051.asp>.
- 2 *DCMS Creative Industries Economic Estimates*, DCMS, 2006.